

環廃企発第 1601184 号
環廃産発第 1601186 号
平成 28 年 1 月 18 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企 画 課 長

産 業 廃 棄 物 課 長

産業廃棄物処理業者により食品が転売された事案について（通知）

産業廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力いただいているところである。

さて、今般、食品関連の事業者から産業廃棄物処理業者に対し、産業廃棄物として処分を依頼したにもかかわらず、当該産業廃棄物処理事業者が当該廃棄物を食品として売却し、スーパーで販売されていた事実等が判明したところである。

産業廃棄物処理事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)及び関係法令に基づき、廃棄物の適正な処理を行うことにより生活環境の保全を行わなければならないところ、受託した廃棄物を不適切に取り扱ったことは、国内の廃棄物処理への信頼を損ないかねない事態である。

については、貴職管区内の産業廃棄物処理業者に対し、廃棄物処理法及び関係法令の遵守について、改めて周知及び適切な指導を行うようお願いするとともに、類似の事案を把握した場合には、早急に当省に情報提供をいただき、厳正な対処をお願いする。

また、当該産業廃棄物処理業者は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）第 11 条に基づく国の登録を受けた再生利用事業者であるところ、当該産業廃棄物処理業者による食品リサイクル法に違反する行為が確認された場合には、国としても食品リサイクル法に基づく厳正な対処をすることとしている。貴職管区内の産業廃棄物処理業者が食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者等である場合については、食品リサイクル法に基づく登録権限を有する国（環境省・農林水産省等）とも連携して対応いただくようよろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。